

Q8-6 還付項目について教えてください。

営業税の還付は、以下の場合に限定して申請できます(営業税法第 39 条)。

1. ゼロ税率適用の物品、役務の販売により生じた過大仮払額
2. 固定資産の取得にかかる過大仮払額
3. 合併、営業譲渡、解散または廃止により登記抹消を申請した場合の、過大仮払額
4. 特殊な場合で財政部が還付を許可した場合

これらの場合以外で仮払営業税 > 仮受営業税となった場合には、差額を次回の申告に繰り越し、次回以降の仮受営業税と相殺することができます。